



青葉 ニュースレター

V o l . 53

2015年7月6日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉コンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている又はこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。従って、青葉コンサルティンググループは、お客様の上記以外の目的での利用によって生じるいかなる結果や損害についても責任を負いません。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書に於ける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、事前に専門家にお問い合わせください。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2802 1092 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街 26 号長富宮弁公楼 8 階 8006 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

国務院、一部の行政審査許可項目を取消し、調整	5
【主な背景】	5
【主な内容】	5
【主な影響】	6
2015年度の外商投資産業指導目録を公布	7
【主な背景】	7
【主な内容】	7
【主な影響及び対応】	8
国務院、広東省内で香港、マカオの投資者に開放の拡大を決定	9
【主な背景】	9
【主な内容】	10
【主な影響】	10
2015 国家税務総局の税務審査の重点	11
【主な背景】	Error! Bookmark not defined.
【主な内容】	Error! Bookmark not defined.
【主な影響及び対応】	Error! Bookmark not defined.
企業の再編に伴う土地増値税の新政策	14
【主な背景】	14
【主な内容】	Error! Bookmark not defined.
【主な影響】	Error! Bookmark not defined.
集積回路産業企業に係る企業所得税政策の解説	17
【主な背景】	Error! Bookmark not defined.
【主な内容】	Error! Bookmark not defined.
【主な影響】	Error! Bookmark not defined.
小型薄利企業の企業所得税優遇政策	20
【主な背景】	20
【主な内容】	20
【主な影響】	22
海外関連者への支払費用に関する企業所得税問題の公告	23
【主な背景】	Error! Bookmark not defined.

【主な内容】	Error! Bookmark not defined.
【主な影響】	Error! Bookmark not defined.
中日租税協定を日本が新たに徴収開始した地方法人税に適用することに関する公告	25
【主な背景】	Error! Bookmark not defined.
【主な内容】	Error! Bookmark not defined.
【主な影響】	Error! Bookmark not defined.
直接投資外貨管理政策の更なる簡素化と改善に関する通知	27
【主な背景】	Error! Bookmark not defined.
【主な内容】	Error! Bookmark not defined.
【主な影響】	Error! Bookmark not defined.
政策失業保険率、財政登記等の政策について	29
【ニュースダイジェスト】	Error! Bookmark not defined.

国務院、一部の行政審査許可項目を取消し、調整

【主な背景】

行政審査許可改革を更に深化させ、政府機能の転換を加速するため、2015年3月、国務院は「一部の行政審査許可項目を取消し、調整する決定」を公布した。

【主な内容】

90項目の取消し(廃止)及び権限の委譲を行い、職業資格の許可と認定事項について67項目を取消し、21項目の工商登記の事前審査許可事項を事後審査許可事項に変更し、工商登記に関する34項目の事前審査のみを残した。要点は以下の通りである。

1. 投資・革新・創業、企業の生産経営、就業促進に関わる審査許可事項が大多数を占め、具体的には63項目があり、合わせて63%を占め、その他は37%を占めている。主に機構の認定、企画及び方案の審査などに関わる。
2. 「取消し」処分の割合が比較的高く、合わせて87項目あり、81%を占めている。これは「取消すことのできる事項はできるだけ取消し、取消しの理由、条件が不足の場合は委譲しない」との原則に沿ったものとなっている。
3. これまで行政審査許可においてグレーゾーンであった部分を排除するために非行政許可審査許可事項を取消した数が多く、合わせて44%を占める48項目を取消した。

以下は外資企業に対する影響が大きいものである。

1. ソフト企業及び集積回路設計企業に対する認定及び製品の登記備案を取消した。
2. 増値税一般納税人資格認定審査許可、赤字増値税専用発票発行申請の審査、主管税務機関による非居住企業に適用する業種と利益率についての審査を取消した。
3. 人身・財産の安全・健康に関わる重要な輸出製品に関する登録・登記を取消した。
4. 事前審査許可事項を事後審査許可事項に変更した項目：
外資企業の電信業務経営に対する審査許可、電信業務の経営許可、ホテル業特種業種の許可証審査・発行、道路貨物運輸経営許可証

- の審査・発行。
5. 依然として事前審査が必要な項目：外資企業設立及び変更審査許可、中外合弁、合作印刷企業及び外資独資包装、内装、印刷企業に対する審査許可、危険化学物の経営に関する審査許可。

【主な影響】

行政審査許可を取り消し、調整することは企業の経営の利便性及びコストダウンに資するものである。

【法律依拠】

国務院による一部の行政審査許可項目を取消し、調整する決定

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/13/content_9524.htm